

令和2年4月13日

建設業許可申請・届出等の受付にかかる特例について

令和2年4月10日に新型コロナウイルス感染拡大防止のための三重県新型コロナウイルス「感染拡大阻止緊急宣言」が宣言されたことに伴い、当該宣言を踏まえ、当面の間、特例として、建設業許可申請・届出等の受付方法を以下のとおりとしますので、お知らせします。

1 建設業許可申請・届出

三重県外の地域から建設業許可申請・届出をなされる場合（行政書士による代理申請を含みます。）については、特例として原則、郵送による受付とします。

また、三重県内の地域における建設業許可申請・届出についても希望される場合は、郵送による受付を実施します。

【郵送における注意事項】

ア 送付先

各建設事務所 総務・管理（・建築）室 総務課 申請窓口
（末尾の申請・届出等送付先一覧を参照のこと）

イ 送付方法

- ・ 信書便（レターパック（赤）や書留郵便など、確実に受け取り確認ができる方法により送付してください。）
※レターパック（青）や普通郵便は不可です。
- ・ 信書便の表面に送付物等を朱書してください。
「法人・個人名、許可番号、送付した書類名」在中
（例）「三重県組株式会社、第〇号、建設業許可更新申請書」在中
- ・ 信書便の表面には、必ず日中に連絡がとれる電話番号（携帯電話可）を記入してください。

ウ 送付にあたっての留意事項

- ・ 郵送料は申請者の負担となります。
- ・ 書類不備等で連絡する場合がありますので、確認用として提出する副本とは別に書類一式を複写して、お手元に保管ください。
- ・ 申請書の正副、確認資料、宛先を明記した返信用のレターパックを同封してください。（受付終了後、受付印を押印した副本を返信します。）
- ・ 郵便事故に関し、県は責任を負いかねますので、ご了承ください。
- ・ 様式の相違や必要な箇所の記述不備等場合により、受付不能で返却することもありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 郵送受付の場合、通常よりも許可通知書の発送までの期間が長くなりますので、ご了承ください。

2 許可申請書の閲覧

本庁の閲覧室の席数を制限して閲覧を実施します。

なお、閲覧可能な曜日、時間帯についての変更はありません。

3 解体工事業、浄化槽工事業登録

建設業許可申請・届出に準じた取り扱いとします。

4 住宅瑕疵担保履行法の届出

原則、郵送による提出にご協力をお願いします。

〔申請・届出等送付先一覧〕

申請・届出	主たる営業所の所在地	提出先	住所	電話番号
建設業許可申請・届出、解体工事業登録、浄化槽工事業登録、特例浄化槽届出（県内）	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町	桑名建設事務所 総務課	〒511-8567 桑名市中央町5丁目71	0594-24-3661
	四日市市、菰野町、朝日町、川越町	四日市建設事務所 総務課	〒510-8511 四日市市新正4丁目21-5	059-352-0665
	鈴鹿市、亀山市	鈴鹿建設事務所 総務課	〒513-0809 鈴鹿市西条5丁目117	059-382-8680
	津市	津建設事務所 総務課	〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34	059-223-5200
	松阪市、多気町、明和町、大台町	松阪建設事務所 総務課	〒515-0011 松阪市高町138	0598-50-0577
	伊勢市、玉城町、南伊勢町、大紀町、度会町	伊勢建設事務所 総務課	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	0596-27-5197
	鳥羽市、志摩市	志摩建設事務所 総務課	〒517-0501 志摩市阿児町鵜方3098-9	0599-43-5125
	伊賀市、名張市	伊賀建設事務所 総務課	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	0595-24-8200
	尾鷲市、紀北町	尾鷲建設事務所 総務課	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1番1号	0597-23-3524
熊野市、御浜町、紀宝町	熊野建設事務所 総務課	〒519-4393 熊野市井戸町371	0597-89-6142	
・解体工事業登録、浄化槽工事業登録、特例浄化槽届出（県外）	県外	県土整備部 建設業課	〒514-8570 津市広明町13番地	059-224-2660
・住宅瑕疵担保履行法による届出	県内 （知事許可）			